

# 介護保険制度が変わります

平成27年4月から介護保険制度が段階的に改正されます。今回は、改正のポイントをお知らせします。

問 高齢介護課（内線158）



## H27.4月～ 特別養護老人ホームの入所基準を要介護3以上に変更

今まで  
要介護1～5の方が入所可能

改正後  
原則要介護3以上に限定（既に入所している方は除く）。ただし、やむを得ない事情がある場合は要介護1、2の方でも入所が認められることがあります。



## H27.4月～ 住宅改修・福祉用具購入の受領委任制度がスタート

住宅改修などを行った場合、掛かった費用の9割を利用者に支給する制度

今まで  
利用者は、いったん全額を事業者を支払った後、市から9割分を受給

改正後  
希望する利用者からの申請により、9割分を市が直接事業者（※）に支払います。利用者は1割分のみ事業者に支払い、全額を支払う必要がなくなります。

※土岐市に登録のある事業者のみ

## H27.8月～ 一定以上の所得がある利用者の自己負担を2割に変更

今まで  
サービス利用料の自己負担は、原則として一律1割

改正後  
一定以上の所得（※）がある65歳以上の方は、サービス利用料の自己負担が2割

※本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上または2人以上世帯で346万円以上の方



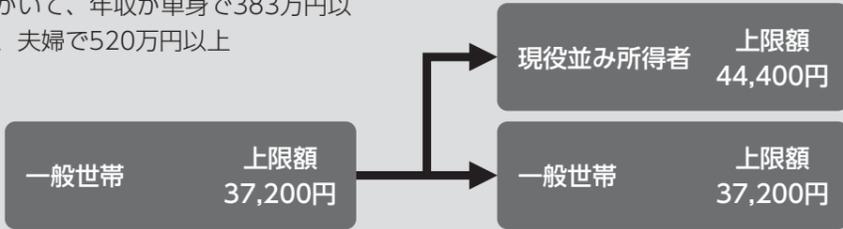
## H27.8月～ 現役並み所得者がいる世帯の高額介護サービス費の利用者負担限度額を変更

同じ月に利用したサービス利用料の自己負担合計額が、世帯の所得区分による上限額を超えた場合、超えた分が利用者に支給される制度

今まで  
「一般世帯(上限額…37,200円)」を含む4つの所得区分に分類

改正後  
所得区分に「現役並み所得者(※・上限額…44,400円)」を追加し、5つの区分に分類

※同一世帯に課税所得145万円以上の方がいて、年収が単身で383万円以上、夫婦で520万円以上



## H27.8月～ 70歳未満の方の高額医療・高額介護合算制度の限度額を変更

年間(8月～翌年7月)の医療費と介護サービス利用料の自己負担合計額が限度額を超えた場合、超えた分が利用者に支給される制度



改正後  
平成27年8月～平成28年7月の利用分から、所得に応じた限度額が、一部の方で変更になります。

## H27.8月～ 低所得者の施設利用にかかる食費・居住費の減額条件を変更

介護保険施設・ショートステイ利用者で市民税非課税世帯の方の、食費や居住費が減額される制度

改正後  
▷世帯分離後の配偶者が市民税を課税されている場合は、減額の対象外  
▷預貯金などが一定額(※)を超える場合は、減額の対象外

※単身で1,000万円または夫婦で2,000万円

## H29.4月までに 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)がスタート

改正後  
要支援1、2の方または要支援になる恐れのある方の生活支援ニーズに、地域全体で応えていくための新しい総合事業が始まります。

要支援者向けのデイサービスとホームヘルプサービスが、市で行う「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。



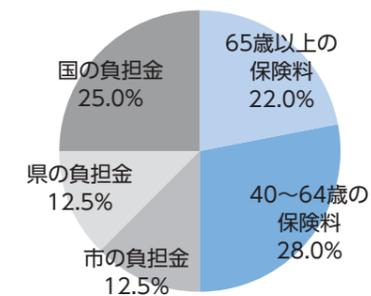
介護保険料通知書(仮算定)を送ります  
65歳以上の方で、介護保険料を年金からの天引きまたは口座振替で納める方には4月10日(金)に納入通知書を、納付書で納める方には4月15日(水)に納付書それぞれ送付します。今年度中に65歳になる方には、誕生月またはその翌月に送付します。

平成27年4月から65歳以上の方の保険料基準月額

旧4,373円  
↓  
新5,600円

この基準月額を基に9つの所得段階に応じた割合を掛けて保険料を決定します。

### 介護給付費の財源内訳(居宅サービスの場合)



半分を皆さんの保険料で、残りの半分を公費からの負担で運営する制度です。

介護保険料が変わります  
介護保険料は、給付費などに応じて3年ごとに見直すことになっており、平成27年度がその年になります。介護保険制度が平成12年度に始まって以来、高齢者人口は大幅に増加し、少子高齢化が進みます。介護サービスの利用が大幅に増え、介護給付費も年々増加しています。そのため平成27年4月から保険料を引き上げなければならなくなりました。介護保険制度の健全な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。